



## アメリカン・エクスプレス®

### コーポレート・エクスプレス・キャッシュ利用規約 - 法人会員用 -

#### 第1条 (サービスの定義)

コーポレート・エクスプレス・キャッシュ(以下「当サービス」といいます。)は、法人会員が指定し、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「当社」といいます。)が適当と認めたコーポレート・カード会員(以下「カード会員」といいます。)に提供されるキャッシング・サービスです。当該カード会員はコーポレート・カードおよび暗証番号を用いて、当社の指定する現金自動支払機を使用して当サービスの提供を受けることができます。

#### 第2条 (利用の申し込み)

当サービスの利用を希望する法人会員は、本規約を承認のうえ、当社所定のコーポレート・エクスプレス・キャッシュ利用申込書に法人会員があらかじめ書面により指定した管理責任者が署名・捺印をし、これを当社に提出して審査を受けていただきます。当サービスの利用についても法人会員は(a)「アメリカン・エクスプレス・コーポレート・カード会員規約」(以下「カード会員規約」といいます。)、および(b)①「アメリカン・エクスプレス・グローバル・コーポレート・ペイメント利用契約」または②「アメリカン・エクスプレス・コーポレート・カード契約書」に拘束されることに同意します。

#### 第3条 (サービスの内容)

##### (a) カード会員による暗証番号の利用

当社は、法人会員から指定されたカード会員に暗証番号を設定し、カード会員に通知するものとします。法人会員は、暗証番号の盗用、不正使用または誤用等から生じた損害等に関し、当社に対し責任を負うものとします。

##### (b) 利用限度額

国内外を問わず、各カード会員の利用限度額は各7日間毎につき当社所定の金額とします。

##### (c) 利用の範囲

暗証番号を設定されたカード会員は、当社の指定する現金自動支払機を所定の方法で利用して、当サービスを受けることができます。カード会員は、その利用限度額を超えない限り、国内においては、一回一万円以上、一万円単位で、利用できます。海外においては、現金自動支払機を所定の方法により利用し、現地通貨にて当サービスを受けることができます。為替の変動により、利用金額の合計が所定の限度額を超えることがあります。法人会員はかかる超過部分に関しても支払い責任を負うものとします。なお、現金自動支払機の利用回数については、7日間毎に所定の制限があります。

##### (d) 貸付利率および利息の計算方法

貸付利率 0.8% (実質年率5.51%~14.64%)

##### (例)

最短借入期間(20日間の場合の実質年率:

$0.8\% \div 20日 \times 365日$ うう年は366日) = 14.60%うう年は14.64%) 最長借入期間(53日間の場合

$0.8\% \div 53日 \times 365日$ うう年は366日) = 5.51%うう年は5.52%)

利息の計算方法

利息 = 借入額 × 0.8%

##### (e) 支払責任

法人会員は、当サービスの利用により発生する一切の債務について支払責任を負うものとします。法人会員について別途カード利用代金に関する免責の適用がある場合においても、当該免責は当サービスの利用については適用しないものとします。当サービスの利用を認められたカード会員が引き出した資金が法人会員またはカード会員の利益のために使用されなかったとしても当社はその責任を負いません。

##### (f) 支払方法

法人会員が選択した支払方法が個別方式の場合、法人会員は当サービスに関して法人会員が負う支払債務につき、当サービスを利用したカード会員が第三者弁済することを認めるものとします。この場合、法人会員は速やかにカード会員に対して償還するものとします。当サービスの提供を受けるには、法人会員が選択した支払方法が一括方式か個別方式かを問わず、コーポレート・カード利用代金の支払方法が原則として銀行口座からの自動振替の場合に限ります。

##### (g) 返済方式

元利一括払いとします。

##### (h) 返済期日

翌月10日(ただし金融機関が休日の場合には翌営業日)にお支払いいただきます。当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。

##### (i) サービスの停止・取消

法人会員はいつでも書面をもって当社に通知することにより、当サービスの利用を全面的に停止することができ、また当サービスを利用できるカード会員の指定を取り消すことができます。

##### (j) 遅延損害金

当サービスによる借入金額を所定の支払期日にお支払いいただかず、支払期日の翌月の締日までに完済されない場合、当該支払遅延元金に対し1.10%(実質年率10.04%~11.81%)を乗じた額を遅延損害金としてお支払いいただきます。

##### (k) 元利以外に負担すべき金銭

金融機関などでの振込みによるお支払いの場合、その手数料、費用・手数料等に課せられる公租公課は法人会員の負担となります。

##### (l) 期日前返済

一部または全部の振込みにより、期日前返済が可能です。この場合、第3条(d)項に基づく利息のうち、未経過部分にかかる差額については、返金またはご利用残高に充当する方法により調整いたします。

##### (m) 期限の利益の喪失

支払期日にカード利用代金の支払いを一回でも遅延した場合(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします)法人会員の信用状態に重大な変化が生じた場合その他一定の事由が発生した場合、期限の利益を失い、法人会員はただちに残債務の全額を支払うものとします。

#### 第4条 (その他)

前各項に定める事項以外に当サービスのご利用方法等について当社が別に定めた場合には、法人会員およびカード会員はそれに従うものとします。

#### <お問い合わせ・ご相談窓口>

当サービスの利用代金等のお支払いについてのお問い合わせ・ご相談は、メンバーシップ・サービス・センターまでご連絡ください。

電話番号: 0120-974990

アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス:  
<http://www.americanexpress.co.jp>

(2018年12月1日改訂)

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.  
〒167-8001 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号  
関東財務局長(12) 第00405号

#### 【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

名称: 日本貸金業協会 貸金業相談紛争解決センター  
所在地: 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15  
電話番号: 03-5739-3861

15\_0202\_CEC\_T&C\_All\_J\_12/18